

居宅介護支援ジョイプラン運営規程

(事業の目的)

第1条 トヨタ自動車健康保険組合が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意向を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 居宅介護支援ジョイプラン
- (2) 所在地 豊田市平和町1丁目1番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名(下記、(2)の主任介護支援専門員と兼務)
- 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 主任介護支援専門員 3名 介護支援専門員 1名(常勤職員4名)
- 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、5・8・12・1月の指定休日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 特に必要がある場合は、営業時間を変更することができる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内又は利用者の自宅
- (2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内又は利用者の自宅

- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 少なくとも1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊田市中学校区(豊南・美里・益富・朝日丘・末野原・竜神・松平)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第9条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用関係の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はトヨタ自動車健康保険組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進)

第10条 介護保険等関連情報等を活用し、PDCAサイクルを推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条
- (1) サービス提供中に職員または養護者(利用者の家族等養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- (2) 事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を定期的実施する。
- 5 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策)

第12条

- (1) 職場におけるハラスメントの内容、行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。

(2) 相談(苦情を含む)に対応するために、必要な体制の整備・相談へのための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。

(身体拘束等の適正化)

第13条

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- (2) 行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(事業継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 介護支援専門員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努める。
- 3 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置)

第15条 事業所は感染症が発生、または蔓延しないように、次の措置を講じるよう努める。

- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- 3 事業所における感染症の予防および蔓延防止の為の指針を整備する。
- 4 介護支援専門員に対し、感染症の予防、蔓延防止の研修、訓練を定期的の実施する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年1月5日から施行する。

この規程は、平成19年2月10日から施行する。

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月12日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月5日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。